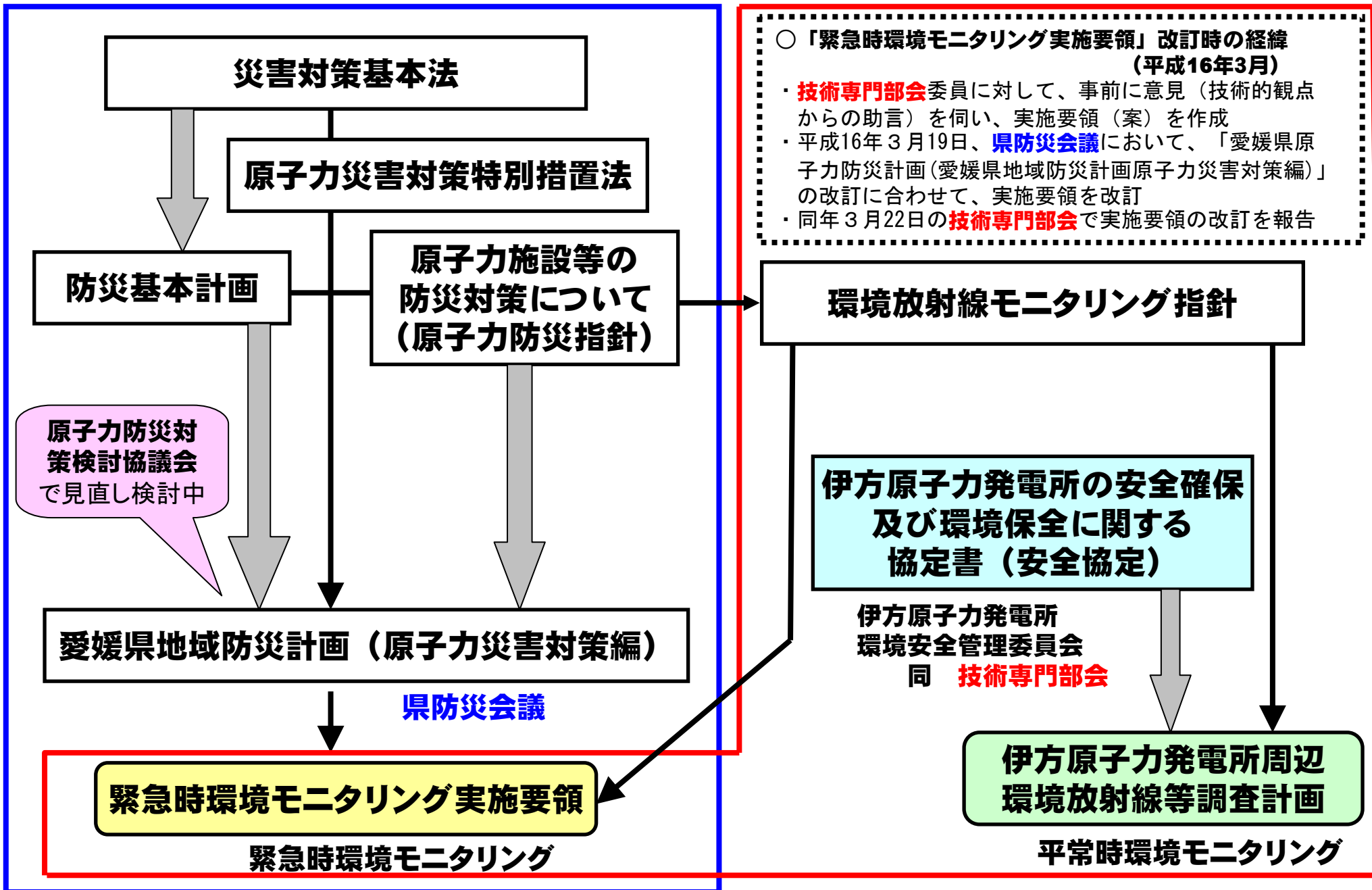


◎緊急時環境モニタリングと平常時環境モニタリング



原子力防災のしおり

伊方原子力発電所で万一事故が発生し、放射性物質が放出される恐れがある（又は放出された）場合にとるべき行動を記載しています。

1 緊急事態の連絡

万一、伊方原子力発電所において緊急事態がおこったら、県や関係市町などから、テレビ・ラジオ、防災行政無線など様々な手段を使って必要な情報を速やかにお知らせします。「うわさ」や憶測に惑わされず、県や関係市町などの情報に基づいて、落ち着いて行動してください。



2 屋内待避の指示がだされたら

すぐに、自宅など屋内に入り外に出ないでください。



3 コンクリート屋内退避又は避難の指示がだされたら

コンクリート屋内退避の指示がだされてもあわてないでください。退避等の指示は、予防的、先行的に早め早めに出されるものですので、落ち着いて行動してください。

